

2006 年第 79 號法律公告

《2006 年藥劑業及毒藥 (藥劑業及毒藥上訴審裁處)  
(費用調整) 規例》

(由衛生福利及食物局局長根據《藥劑業及毒藥條例》  
(第 138 章) 第 30(10) 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2006 年 7 月 1 日起實施。

2. 費用

《藥劑業及毒藥 (藥劑業及毒藥上訴審裁處) 規例》(第 138 章，附屬法例 D) 第 4 條現予修訂，廢除“\$835”而代以“\$1,670”。

衛生福利及食物局局長  
周一嶽

2006 年 4 月 28 日

註 釋

本規例修訂《藥劑業及毒藥 (藥劑業及毒藥上訴審裁處) 規例》(第 138 章，附屬法例 D) (“該規例”) 第 4 條，以調高根據該規例須就每宗上訴繳付的費用。